

## Q 伊藤議員 男女共同参画社会における地方自治体の果たす役割を問う。

A 女性参加の環境整備や施策を推進していく。(平本町長)

Q 平成11年6月、国では男女共同参画基本法が制定され、平成13年には「男女共同参画基本計画」が策定され、17年までに実施する具体的な11の重点項目を掲げている。地方分権、少子高齢化が進む中で、性別でなく個性で活躍できる男女共同参画社会の実現は、現在国の最重要課題と位置付けられている。そこで、町としては今後どのような地域の特色を生かした具体的取り組みをどのように計画しているのか。



A 男女平等参画社会の推進は平成12年度に政府では「政策過程への女性の参画の拡大」などを柱とした

施策の基本方針を策定した。熊野町においても男女共同参画社会の推進は、人権に関わる大きな問題であると同時に、労働力として女性が参入することへの経済効果など、社会全体にとっても大きなメリットとなると認識している。これらを踏まえ、女性が働きやすい環境整備を進め、今後も子育て支援施策の充実や、男女平等への意識改革の推進など地域の特色を生かした施策作りを進めていきたい。

## Q 伊藤議員 行政とNPOの協働について問う。

A 相互の役割を考慮しつつ必要であれば支援していく。(渡辺助役)

Q 行政とNPOが協働して実現していく課題は何であると考えているか。行政サービスとNPOの守備範囲と役割分担、および行政のNPO支援の明確な方針を問う。

A NPOすなわち特定非営利活動法人は、地球環境保全や少子高齢化への対応など、新しい課題への取り組みを行うとともに、これまで自治体や地域コミュニティが担ってきたまちづくりや相互扶助などの地域サービスを、これらに代わって地域住民に提供するなどの役割を期待されて誕生した。既に町内でも幾つか設立の動きがあるようだ。NPOが活動していく上では行政の支援を必要とする場合が多くあると思われるが、行政とNPOの活動分野を考慮に入れながら、公益的な事業に対する財政支援等を積極的に検討していきたい。

